

福島県消費者行政庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 県民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、関係機関相互の連携の強化を図り、消費者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、福島県消費者行政庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 福島県消費者基本計画の策定・見直しの検討
- (2) 福島県消費者基本計画の進行管理
- (3) その他、福島県消費者基本計画に関して必要と認められること。

(連絡会議)

第3条 連絡会議は、生活環境部政策監及び別表に掲げる課の課長をもって構成するものとし、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、生活環境部政策監をもって充てる。
- 3 議長が必要と認めるときは、別表に掲げる構成員以外の者に連絡会議の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第4条 連絡会議の下にワーキンググループを置き、連絡会議の所掌事務について具体的な調査及び検討を行う。

- 2 ワーキンググループは、消費生活課長及び別表に掲げる課の担当者により構成するものとし、必要に応じて座長が招集する。
- 3 座長は、消費生活課長をもって充てる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、消費生活課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月12日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

私学・法人課

デジタル変革課

生活環境総務課

消費生活課

国際課

環境共生課

一般廃棄物課

社会福祉課

健康づくり推進課

こども・青少年政策課

商工総務課

農林企画課

土木企画課

社会教育課

義務教育課

高校教育課

特別支援教育課

健康教育課

生活安全企画課

福島県消費者教育推進庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 県民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、関係機関相互の連携の強化を図り、消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的として、福島県消費者教育推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)福島県消費者教育推進計画の策定・見直しの検討
- (2)福島県消費者教育推進計画の進行管理
- (3)その他、消費者教育に必要と認められること。

(連絡会議)

第3条 連絡会議は、生活環境部政策監及び別表に掲げる課（室）の課（室）長をもって構成するものとし、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、生活環境部政策監の職にある者をもって充てる。
- 3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に連絡会議への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第4条 連絡会議の下にワーキンググループを置き、連絡会議の所掌事項について具体的な調査検討を行う。

- 2 ワーキンググループは、消費生活課長及び連絡会議の各課（室）の担当主任主査等により構成するものとし、必要に応じて座長が招集する。
- 3 座長は、消費生活課長の職にある者をもって充てる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、消費生活課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月12日に廃止する。

別表（第3条、第4条関係）

私学・法人課

情報政策課

生活環境総務課

消費生活課

国際課

高齢福祉課

健康増進課

こども・青少年政策課

商工総務課

農林企画課

社会教育課

義務教育課

高校教育課

特別支援教育課

健康教育課

生活安全企画課